

【表紙】

【発行登録番号】	31 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 3月15日
【会社名】	大成建設株式会社
【英訳名】	TAISEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村 田 誉 之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番 1号
【電話番号】	03(3348)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 奥 田 秀 一 株式室長 梶 内 武
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番 1号
【電話番号】	03(3348)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 奥 田 秀 一 株式室長 梶 内 武
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成31年 3月25日)から 2年を経過する日(平成33年 3月24日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	大成建設株式会社 関西支店 (大阪市中央区南船場一丁目14番10号) 大成建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号 (JRセントラルタワーズ内)) 大成建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区長者町 6 丁目96番地 2) 大成建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区新町1000番地(センシティタワー内)) 大成建設株式会社 関東支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16 (シーノ大宮ノースウィング内)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、社債償還資金、コマーシャルペーパー償還資金、借入金返済及び運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第158期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月29日関東財務局長に提出

事業年度 第159期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) 平成31年7月1日までに関東財務局長に提出
予定

事業年度 第160期(自 平成31年4月1日 至 平成32年3月31日) 平成32年6月30日までに関東財務局長に提出
予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第159期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月7日関東財務局長に
提出

事業年度 第159期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日) 平成30年11月9日関東財務局長に
提出

事業年度 第159期第3四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日) 平成31年2月8日関東財務局長に
提出

事業年度 第160期第1四半期(自 平成31年4月1日 至 平成31年6月30日) 平成31年8月14日までに関東財務
局長に提出予定

事業年度 第160期第2四半期(自 平成31年7月1日 至 平成31年9月30日) 平成31年11月14日までに関東財務
局長に提出予定

事業年度 第160期第3四半期(自 平成31年10月1日 至 平成31年12月31日) 平成32年2月14日までに関東財務
局長に提出予定

事業年度 第161期第1四半期(自 平成32年4月1日 至 平成32年6月30日) 平成32年8月14日までに関東財務
局長に提出予定

事業年度 第161期第2四半期(自 平成32年7月1日 至 平成32年9月30日) 平成32年11月16日までに関東財務
局長に提出予定

事業年度 第161期第3四半期(自 平成32年10月1日 至 平成32年12月31日) 平成33年2月15日までに関東財務
局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成31年3月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成31年3月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(平成31年3月15日)までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は、本発行登録書提出日(平成31年3月15日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

大成建設株式会社本店

(東京都新宿区西新宿一丁目25番1号)

大成建設株式会社 関西支店

(大阪市中央区南船場一丁目14番10号)

大成建設株式会社 名古屋支店

(名古屋市市中村区名駅一丁目1番4号(JRセントラルタワーズ内))

大成建設株式会社 横浜支店

(横浜市中区長者町6丁目96番地2)

大成建設株式会社 千葉支店

(千葉市中央区新町1000番地(センシティタワー内))

大成建設株式会社 関東支店

(さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16(シーノ大宮ノースウィング内))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし